

京都市訓令甲第24号

庁 中 一 般

区 役 所

京都市人権行政推進主任設置規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

第3条第2項中「水道局，下水道局」を「上下水道局」に改める。

附 則

この訓令は，平成16年4月1日から施行する。

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)